

平成23年第8回邑南町議会定例会(第4日)会議録

1. 招集月日 平成23年11月25日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成23年12月9日(金) 午前9時30分
散会 午前10時33分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明				

7. 欠席議員 1名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
16 番	松 本 正						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄	情報推進課長	小 林 雅 博
町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	東 義 正	建設課長	田 中 節 也
水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠	会計管理者	安 原 賢 二
瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則
教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成23年第8回邑南町議会定例会議事日程(第4日)

平成23年12月9日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第113号 訴えの提起について

議案第114号 邑南町暴力団排除条例の制定について

議案第115号 邑南町土地開発公社の解散について

議案第116号 平成23年度邑南町一般会計補正予算第3号について

議案第117号 平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第118号 平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について

議案第119号 平成23年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第120号 平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第121号 平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第122号 平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

平成23年第8回邑南町議会定例会(第4日)会議録

平成23年12月9日(金)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

●屋原事務局長(屋原進) おはようございます。本日、議長が都合により欠席されておりますので、これにつきましては、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うものとされております。石橋副議長には、議長へお着きいただきますようよろしくお願いいたします。

●副議長(石橋純二) おはようございます。議長が欠席されておりますので、私が議長の職務を務めさせていただきます。それでは定足数に達しておりますので、ただ今から、平成23年第8回邑南町議会定例会、第4日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●副議長(石橋純二) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番清水議員、7番辰田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

●副議長(石橋純二) 日程第2、議案の質疑。これより議案第113号から議案第122号までの質

疑に入ります。始めに、議案第 113 号に対する質疑から始めます。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) 無いようでございますので、議案第１１３号の質疑を終わります。続きまして、議案第１１４号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●長谷川議員（長谷川敏郎） 議長。

●副議長(石橋純二) 14番、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 114号の暴力団排除条例についてですが、まあ、こうした条例を作っていくということについて、先般も15番議員さんから、その心意気が大事だということでも話がございます、仔細についてはあまり立ち入るなというような話もありましたが、あのう、そういう問題ではなくてですね、やはりきちんとその詰めるべきところはやっぱり詰めて行かないと、やはりこういう事案の問題ですから余計に厳密な精査が必要だろうというふうに思います。そこで何点か聞きたいと思いますが、第8条、第9条に青少年に対する啓発等ということで、町は青少年が云々というのがございます。で、この場合の青少年の規定はどこにあるんでしょうか。島根県の暴力団排除の条例については、明確にこれについてきちっと規定がございます。また、東京都の条例についても規定がございます。しかし、これが第2条の定義のところではありません。この点についてどういうお考えであるのかということが第1点。それから第2点目には、まあ、こういう条例を一つ作れば暴力団が排除できるとかというそういう、まあ、生温い問題ではありません。本当に町民あげて運動していかなければなりません、そういうときにその運用を誤れば逆効果になる可能性もやっぱりあると。要するに、あのう、本当のその暴力団関係者をきちんと住民の社会的な合意で包囲していくってことであるはずが、ある意味では、あのう、誤って運用されて違った形の活用をされたりするということもあるので基本的には、あのう、暴力団と関係のない事業者や住民が、の自由や権利が、侵されることがないように慎重な手続きが必要だと思うわけですが、そういう条項はございません。で、これは東京都の条例では、この条例の適用にあたっては都民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないと、ならないというように書かれています。こういう適用上の注意というののもやはりきちっと明記すべきではないかというふうに思っております。まずこの二つの点について伺いをいたします。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、藤間総務課長。

[illegible]

●長谷川議員（長谷川敏郎） 議長。

●副議長(石橋純二) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 島根県の場合にはですね、県は学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、若しくは高等専門学校、又は同法に規定する専修学校にお



ですね。ですからやっぱりその点でもちょっとこの点での規定というのは非常に不明ではないかと、ですからこの点についてやっぱり考え直す必要があるんだ、あるんじゃないかというふうに思いますし、そのためにこそきっちと定義のところに青少年とはというのをちゃんと入れないと、この条例が成立しないという形になるのではないかという点をもう一回お伺いしたいと思います。それからもう一点はそういう意味でいうと、例えば邑南町の場合には矢上高校とか石見養護学校だとか、まあ、小中も含めていろいろ学校がありますけれども、そういう学校関係者とも含めて、そうした話のこの条例をこういうのを作ってお宅の学校にもそういう責任をもっていただきますよっていうことで、まあ、両方とも県立学校ですから、まあ、県条例が生きるんでしょうけれども、あのう、いくら県条例があっても、あのう、暴対法との関係で言えば、やはり邑南町は邑南町で条例にきちっと規定をしない限りは、暴力団との関係では対抗できないわけですから、そういう意味でいうと学校との調整というのはどういうふうになされているかということをお伺いしたいと思います。で、例えば、あのう、暴対法でいうと暴力団事務所への青少年の出入りいうのを禁止というのは、あのう、法律で定められていますけれども、それは対立抗争をやっているとき。そういうときに青少年が入っちゃあいけませんよっていうのがあるんですけど。平穏時、普通に事務所があって、そういうところで、まあ、ちょっと遊びによって、あのう、遊んで帰れやとかっていう形で出入りする。そういうことも含めて規制を掛けて行こうっていうのが、あのう、東京都だとか、あのう、条例の基本的な考え方です。やはりそういうことはやっぱり必要だし、特に邑南町のようなところでは児童生徒、学生が、あのう、休みだとかに遊びに行く地域っていうのはやっぱり広島県側が多いですね。広島市内が。で、やはり広域指定暴力団として、あのう、明確に共政会というのは存在しているわけですし、正式、正式メンバー、メンバーで280人ですか。300人近くのそういうのがあって、あるわけですからやはりそういうことも含めて、やっぱり、あのう、そういう見知からこの点については学校関係も含めてやる必要があるのではないかと思います。この点については教育委員会にも答弁をいただきたいと思います。再度その2点をお伺いして、この問題での質疑は最後になると思います。

●藤間総務課長(藤間修) はい。

●副議長(石橋純二) はい、藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 青少年の定義でございますけども、あのう、確かに18歳未満ということがあるのかも知れませんが、本町の場合は、あのう、公民館活動も非常に活発にしておりますので、考えとしましては、それを超えてもう少し年代の広い部分についても包括して、この条例に定めているということでございますので、そういった活動も勘案しております。ということでございます。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) はい。

●副議長(石橋純二) はい、細貝、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 県立学校との連携でございますが、この条例の趣旨に照らしまして町長部局と連携を図りながら啓発等については進めていきたいというふうに思っています。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 連携について調整はしたかってということ。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 調整はしておりません。してません。

●副議長(石橋純二) 他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) 無いうでございまして、議案第114号の質疑を終わります。続きまして、

議案第115号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●副議長(石橋純二) 無いようでございますので、議案第115号の質疑を終わります。続きまして、議案第116号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はございませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●副議長(石橋純二) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) はい、16ページの畜産業費の委託料について。これは、あのう、委託料100万については、あのう、茅場堆肥処理場の修繕のための、まあ、あのう、調査費なり応急処置費ってということで説明を受けてます。で、委員会でも聞いたんですが、分担金を徴収した施設について、その大規模な修繕をする場合、その場合についても、あのう、この場合ですと1割の分担金をいただいてますんで、大規模な修繕についても1割の分担金をいただく必要があるんじゃないかなってということ聞きましたが、その点について、あのう、見解を聞かしてください。

●坂本農林振興(坂本敬三) 番外。

●副議長(石橋純二) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興(坂本敬三) 茅場堆肥施設の設計委託料の件でございますが、いわゆる通常の管理修繕につきましては指定管理者の方が負担をすることになっております。それからそれ以外の大規模修繕等につきましては協議をするということになっておりまして、まあ、協議対象となっております。で、今回は、あのう、その協議のための事前の工事費が幾ら掛かるかという、まあ、委託設計料なわけですが、工事費が判明しないと、どの程度を分担していただくべきなのかということが中々協議が難しいわけで、設計料については町の負担で設計を行いたいと思います。それからもう一つは分担金の徴収条例があるのは、この石見地区の堆肥処理施設のみでありまして、同じ農業用の施設でありまして羽須美、瑞穂には分担金という考え方はございませんので、そこらあたりとの整合も図っていく必要がありますので、工事費本体につきましては、そのときの予算計上までにはそういうことも検討したいと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●副議長(石橋純二) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 今回、あのう、財政課長の説明の時点で100万の内、まあ、設計料と応急処置費っていう話もあったんですけども、まあ、今回もある程度工事費も掛かるんかと思います。ほいで結果として、まあ、検、まあ、検討されるってということなんですけど、その分担金を貰うのか貰わないのか。で、考え方が有る無しもあるんですけど、その貰うか貰わないかを検討して、その他の町、過去旧町村については、その条例が無いのか。で、特にその茅場とかその堆肥処理場については分担金を払った方が、のみが、まあ、優先的に使える、それ以外の方が使うことができない部分もあるし、指定管理においても分担金を貰ったから、そこに指定を出すっていう考え方もあったんだと思います。まあ、その点から言えば当然貰わなければおかしくなると思うんですけど、まあ、検討するのか貰う方向で検討されるのか。で、今回修繕費が入っているか無いかについてお願いします。

●坂本農林振興(坂本敬三) 番外。

●副議長(石橋純二) はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興(坂本敬三)** この１００万円は全て設計委託料、委託費でございます。この冬を乗り切るために若干の、壁の方を修繕というか、あのう、シートを張って中を保温して、雪害対策を防ぐということがありますので、これは消耗品の中で、あのう、ビニールシートを購入しますが、これは、あのう、現在の予算化されてる中で対応したいと考えております。それから本体工事の分担につきましては先ほども申しあげましたが他との関連もありますので検討をいたしたいと思ひますし、またそのことは議会にも説明をしてまいりたいと思ひます、思ひます。で、瑞穂、羽須美につきまして、分担金徴収条例は、農林業関係の施設では建物ではございません。

●**副議長(石橋純二)** 他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** 無いようでございますので、議案第号１１６の質疑を終わります。続きまして、議案第１１７号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** 無いようでございますので、議案第１１７号の質疑を終わります。続きまして、議案第１１８号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** 無いようでございますので、議案第１１８号の質疑を終わります。続きまして、議案第１１９号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** 無いようでございますので、議案第１１９号の質疑を終わります。続きまして、議案第１２０号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示し、示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** 無いようでございますので、議案第１２０号の質疑を終わります。続きまして、議案第１２１号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** 無いようでございますので、議案第１２１号の質疑を終わります。続きまして、議案第１２２号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**副議長(石橋純二)** はい、無いようでございますので、議案第１２２号の質疑を終わります。以上

で、議案第 1 1 3 号から議案第 1 2 2 号までの質疑はすべて終了いたしました。

～～～～～～～○～～～～～～～

#### 散会宣告

●副議長(石橋純二) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でございました。

—— 午前 1 0 時 2 2 分 散会 ——